

東通村木材利用促進基本方針の公表について

方針の目的

東通村では森林の健全な育成や、循環社会の形成に資するため「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく、国及び県の基本方針に即した「東通村木材利用促進基本方針」を平成24年2月1日に施行し、公共建築物等への県産材の利用促進に取り組んできました。

令和3年10月1日同法の制定から10年が経過したことから、森林の循環を通じて森林の二酸化炭素吸収作用を強化し、脱炭素社会の実現に向けた法改正がなされました。

このことを踏まえ、同法第9条第1項に基づき当村においても令和5年10月2日に東通村木材利用促進基本方針の改定を行いました。

